中央環境審議会土壌農薬部会の小委員会の設置について(改正案)

平成 1 3 年 1 0 月 2 3 日 平成 1 7 年 月 日改正 土 壌 農 薬 部 会 決 定

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定)第8 条第1項の規定に基づき、中央環境審議会土壌農薬部会に置く小委員会について次のとおり定める。

- 1.中央環境審議会土壌農薬部会に、土壌制度小委員会及び農薬小委員会を置く。
- 2 . 土壌制度小委員会は、今後の土壌環境保全対策の在り方について調査審議する。
- 3.農薬小委員会は、農薬取締法(以下「法」という。)第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件(昭和46年3月農林省告示第346号)第1号イ、第3号及び第4号の環境大臣の定める基準(以下「作物残留、水産動植物及び水質汚濁に係る基準」という。)の設定若しくは改定に関する事項、法第2条第1項の規定に基づく特定農薬の指定若しくは変更並びに法第12条の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準の制定若しくは改廃に関する事項その他農薬による環境汚染の防止対策の在り方等について調査審議する。

なお、作物残留、水産動植物及び水質汚濁に係る基準の設定及び改定に関する 事項については、当部会に付議があった場合に直ちに調査審議を行うものとする。

- 4.農薬小委員会の決議は、部会長の同意を得て、土壌農薬部会の決議とすることができる。
- 5. 部会長は、土壌制度小委員会及び農薬小委員会に出席し、意見を述べることができる。

中央環境審議会土壌農薬部会の小委員会の設置について(新旧対照表)

新	IΒ
1 . 中央環境審議会土壌農薬部会に、土壌制度小委員会 <u>及び農薬小委員会</u> を置く。	1.中央環境審議会土壌農薬部会に、土壌制度小委員会を置く。
2 . 〔略〕	2.[略]
3.農薬小委員会は、農薬取締法(以下「法」という。)第3 条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかど うかの基準を定める等の件(昭和46年3月農林省告示第3 46号)第1号イ、第3号及び第4号の環境大臣の定める基 準(以下「作物残留、水産動植物及び水質汚濁に係る基準」 という。)の設定及び改定に関する事項、法第2条第1項の 規定に基づく特定農薬の指定若しくは変更並びに法第12条 の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準の制定若 しくは改廃に関する事項その他農薬による環境汚染の防止対 策の在り方等について調査審議する。 なお、作物残留、水産動植物及び水質汚濁に係る基準の設 定及び改定に関する事項については、当部会に付議があった 場合に直ちに調査審議を行うものとする。 4.農薬小委員会の決議は、部会長の同意を得て、土壌農薬部 会の決議とすることができる。 5.部会長は、土壌制度小委員会及び農薬小委員会に出席し、 意見を述べることができる。	3. 部会長は、土壌制度小委員会に出席し、意見を述べることができる。